

運 営 規 程

(認知症対応型共同生活介護)

(事業の目的)

第1条 この事業は認知症高齢者が家庭的な環境のもとで、食事・入浴・排泄等の日常生活を少人数で共同して営むこと及び通所により、利用者が安定して自立した生活を送れるように支援することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 この施設は、老人福祉法・介護保険法に基づき運営する。

- 2 入所にあたっては認知症の状態であり、共同生活が可能であることを確認する。
- 3 共同生活を営むことを支援するにあたっては、人権の尊重を基本とし、入所者の心身の状況・生活歴・病歴等を十分に把握し、支援を行なう。
- 4 入居者の退所にあたっては、本人と家族の意向を尊重しながら、居宅介護支援事業者・保健医療・福祉サービス関係者との密接な連携をとるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を実施する事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

- (1) 事業所の名称 グループホーム穂波の里
- (2) 事業所の所在地 新潟市西区新通4727番地

(従業員の職種・員数、及び職務の内容)

第4条 事業者は管理者及び従業員を次のとおり配置し、職務内容を次により定める。

- (1) 管理者 1人
 - ・ 事業運営の管理について、適正な資質を有するものとする。
 - ・ 管理者は、所属職員を指揮監督し関係機関との連携を図り、緊急時の対応及び苦情処理等適切に事業が実施できるよう総括する。
- (2) 計画作成担当者 1人
 - ・ 計画作成担当者は、介護支援専門員とし利用者に最適な認知症対応型共同生活介護並びに通所介護計画を作成し、その計画を他の介護従業者で検討し、毎月評価するものとする。
 - ・ 計画作成担当者は、当該共同生活住居における他の職種に従事することができる。
- (3) 介護職員 6人以上
 - ・ 介護職員は、認知症対応型共同生活介護計画に基づき、サービスを提供しサービス提供後に評価を行なう。
 - ・ 利用者サービスを十分にするため、勤務する職員は夜間帯以外の時間帯に、利用者の数3人に1人とする。

(利用定員)

第5条 利用定員は9人とする。

第6条 提供する介護の内容は次のとおりとする。

(1) 介護等

介護計画及び予防介護計画に基づき介護を提供する。

- ① 利用者の心身の状況に応じ、自立支援と日常生活の充実を図るようにする。
- ② 入浴・排泄・整容等の介護は、自立の援助を基本とし適切に行なう。
- ③ 利用者の負担による従業者以外の介護は行なわない。
- ④ 食事・家事等は原則として利用者と介護職員が共同で行なうよう努める。

(利用料その他の費用の額)

第7条 利用料その他の費用の額は次のとおりとする。

- 1 認知症対応型共同生活介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護を提供した場合の利用者負担額

(1) 厚生労働省の定める告示上の額の1割又は2割、又は3割とする。

但し公費負担がある場合はその規定に従う。

(2) 食材料費は、次の額を徴収する。

住居費 月 40,000 円

食材料費 朝 400 円 ・ 昼 500 円 ・ 夕 600 円

欠食される場合は徴収しない。但し3日前までに申し出る事、以降は欠食した場合も徴収する。

水道光熱費 月 27000 円

(3) あづかり金事務手数料 月 1000 円

(4) おむつ使用者は実費、その他理美容代、外出時の経費等は利用者の負担とする。

- 2 前項に掲げる費用の支払いは、利用者又はその家族に対して事前に重要事項として説明し、同意の上署名を受けることとする。

(緊急時の対応方法)

第8条 利用者の病状、状態に急変その他の緊急事態が生じた時は、速やかに主治医又は協力医療機関へ連絡し、適切な処置を行なうこととする。

(事故発生時の対応)

第9条 事業所は、事故が発生した時には速やかに、市及び利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずるものとする。

- 2 事業所は、前項の事項の状況及び事故に際してとった措置について記録しなければならない。

- 3 事業所は、サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を行うものとする。

（ 非常災害対策 ）

第 10 条 非常災害対策については、防災計画に基づき計画的な防災訓練の実施と環境整備を図り、利用者の安全に対して万全を期する。

避難訓練は少なくとも年 2 回行なう。

（ 事業の実施地域 ）

第 11 条 事業の実施地域は次のとおりとする。

新潟市

（虐待防止のための措置に関する事項）

第 12 条 施設は虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講じるものとする。

- （ 1 ）虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に行い、その結果を職員に周知徹底していく。
 - （ 2 ）虐待防止のための指針を整備することとする。
 - （ 3 ）虐待防止のための職員に対する研修を定期的に行うこととする。
 - （ 4 ）前 3 号に定める措置を適切に実施するための担当者を置くものとする。
- 2 施設は虐待等が発生した場合、速やかに新潟市へ通報し、新潟市が行う虐待等に対する調査に協力するよう努める

（ その他の運営にあたっての重要事項 ）

第 13 条 認知症対応型共同生活介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護について社会的使命を十分に認識し、職員の質的向上を図るため研究・研修の機会を設け、また適切かつ効率的に認知症対応型共同生活介護実施できるよう職員の勤務体制を整備する。なお、研修は次のとおり設けるとする。

- ① 採用時研修 採用後 1 ヶ月以内に実施
- ② 継続研修 年 1 回以上実施

- 2 職員は業務上知り得た秘密を決して漏洩しない。また、従業員との雇用関係が終了した場合においても、事業者の責任において当該従業員の知り得た秘密の保持を行なうこととする。
- 3 提供した認知症対応型共同生活介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護について、利用者から苦情があった時は迅速適切かつ誠実に対応し、必要な措置を講じることとする。

（ サービス利用にあたっての留意事項 ）

第 14 条 サービスの利用にあたり、利用者は次の事項に留意しなければならない。

（ 共同生活介護及び介護予防共同生活介護利用者の留意事項 ）

1. 外出・外泊は届け出てから行なう。
2. 居室内での火の使用は行なわない。
3. 喫煙は決められた場所で行なう。
4. 居室の清掃・整理整頓等の支援のために職員が居室に入ることについて保障する。
5. 共同生活を営む上でお互いが気持ちよく生活できるように努める。

他人の迷惑になるような行為は慎む。

6. 受診の必要な場合は原則として家族が同行する。
7. 施設内での宗教活動は行なわない。
8. 施設内でペットの飼育は行なわない。
9. その他、必要なことは利用者と協議し実施する。

(認知症対応型共同生活介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護の退所)

第 15 条 利用者が次の状態に至った時は退所とする。

- 1 利用者が死亡した時
- 2 利用者から契約書に定める解約の意思表示がなされ、契約期間の満了又は予告期間を経過した時
- 3 施設から契約書に定める解約の意思表示がなされ、予告期間を経過した時
- 4 利用者が他の介護保険施設に移った時
- 5 利用者が入院して 1 ヶ月以内に退院の見込みがない時
- 6 要介護の認定において、自立又は要支援 1 と認定された時
- 7 認知症の状態、又は身体的に重度となり共同生活が困難となった時

第 16 条 退所時に利用者からの、あづかり金・物品については身元引受人に渡す。

第 17 条 この運営規程にない事項については法令の定めるに従う他、運営の細目については別に定める。

令和 6 年 12 月 1 日